

新世代下水道支援事業 〔新技術活用型〕の進め方

「新世代下水道支援事業制度・機能高度化促進事業〔新技術活用型〕」は、平成4年度に建設省（現国土交通省）に創設されました「新技術活用モデル事業」が、平成11年度に再編、拡充された事業です。

本事業は、下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価しその普及に貢献することを目的とした事業です。

新技術の採択の要件は、以下に示すいずれかの技術に該当し、一定の評価を受けたものとされており。

- ①国土交通省またはJSが開発した技術
- ②官民共同で開発した技術
- ③技術評価制度で評価を受けた技術
- ④JSにおける民間開発技術審査証明で評価を受けた技術
- ⑤その他、適用が適当と考えられる技術

本事業の進行は、大きく4段階に分けられます。本事業の実施フローは図-1に示す通りです。

第1段階：新技術モデル性評価

地方公共団体は、採用しようとする民間開発の新技術について本機構に対して新技術モデル性評価依頼書を提出し新技術として実施する妥当性の評価を依頼します。本機構は技術委員会・新技術実用化評価委員会の諮問・答申を経て「新規性あり」と評価して結果を地方公共団体に通知いたします。

地方公共団体はこの結果をもとに、国土交通省に対して「新世代下水道支援事業制度・機能高度化促進事業〔新技術活用型〕」の指定申請を行います。その後、国土交通省は事業の指定を

行い次の段階に移行します。

第2段階：実用化研究

第2段階では、本機構と地方公共団体との共同研究として、実用化の確認と予備設計のための研究（設計諸元の検討など）を実施します。本研究は技術委員会、新技術評価委員会のもと、おおむね1～3年の期間で実施（測量試験費）されます。

原則として、実際（当該処理場）の下水、汚泥などの実試料を用いてパイロットプラントを利用した研究ですが、実規模の実験施設（予備系列等）を利用して実施する場合があります。

第3段階：建設

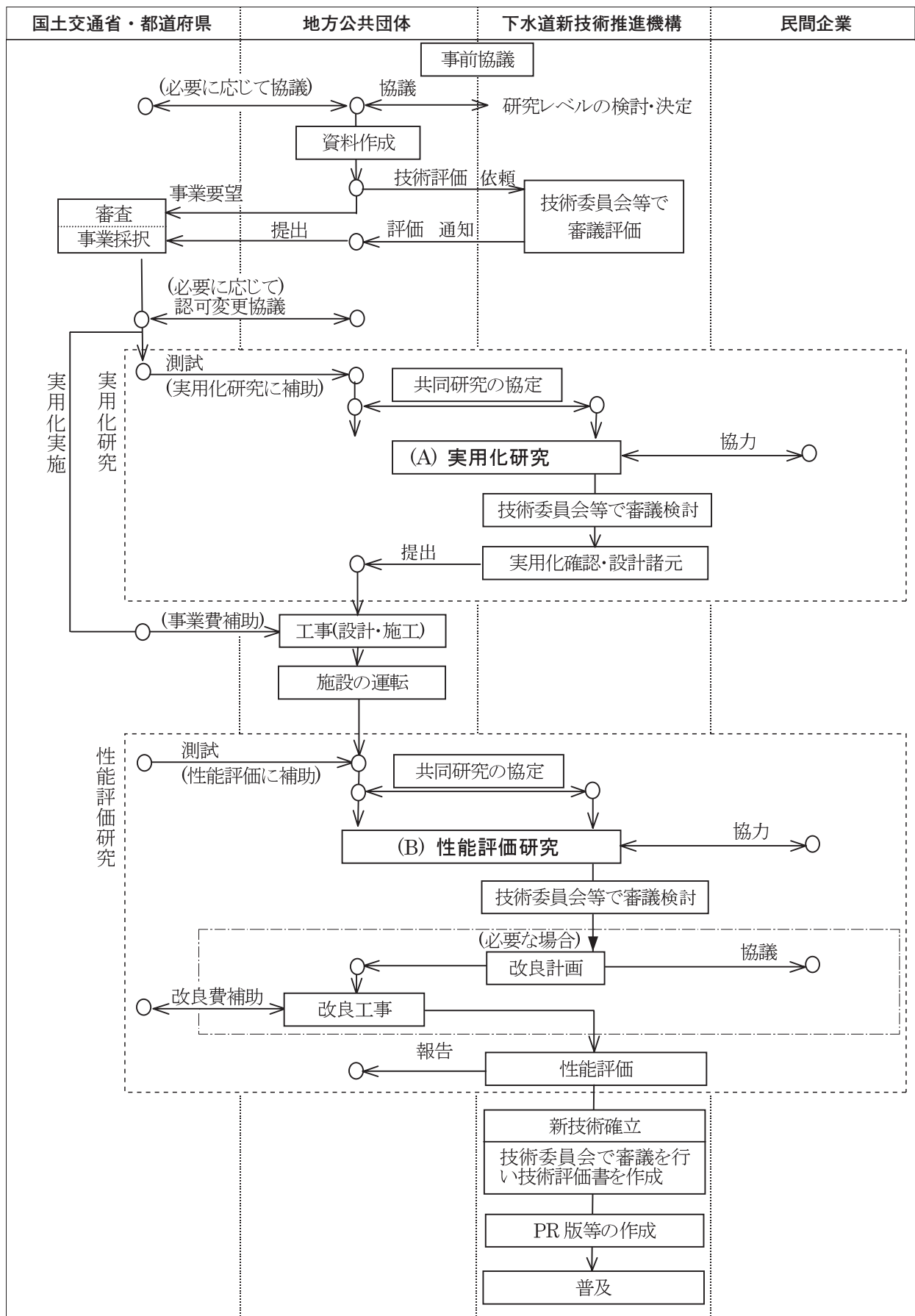
実用化研究の成果を受け、地方公共団体で当該施設を建設（事業費補助）します。

第4段階：性能評価研究

建設後、本機構と地方公共団体との共同研究として、新技術の機能状況を把握するための性能評価研究を行います。実用化研究と同様、本研究は技術委員会、新技術評価委員会のもと、おおむね1～2年の期間で実施（測量試験費）されます。この段階で施設の不具合等が生じた場合は、必要に応じて改良工事（事業費補助）を実施します。その後、本機構で性能評価書を作成し、地方公共団体に通知するとともに、技術が確立され、普及の段階に至ります。

下水道事業に求められるものが、多様化し高度化していく現状において、新技術の開発と活用は一層必要性を増していくことと思われます。

新世代下水道支援事業〔新技術活用型〕が、下水道事業における新技術の採用を促進し、新たなニーズに答えられるように、本機構の役割を今後とも果たしていきたいと考えています。



図一 新世代下水道支援事業(新技術活用型)実施フロー